

新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧																												
第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（<u>保育所及び児童厚生施設のうち児童遊園を除く。</u>）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）</td><td><u>ア 社会福祉法人</u> <u>イ 日本赤十字社</u> <u>ウ 医療法人</u> <u>エ 一般社団法人又は一般財団法人</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの</td><td>(略)</td></tr> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（ <u>保育所及び児童厚生施設のうち児童遊園を除く。</u> ）	(略)	(略)		コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）	<u>ア 社会福祉法人</u> <u>イ 日本赤十字社</u> <u>ウ 医療法人</u> <u>エ 一般社団法人又は一般財団法人</u>	(略)	(略)	シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの	(略)	第2章 福祉医療貸付事業 第1節 福祉貸付事業 (貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（児童厚生施設のうち児童遊園を除く。）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）</td><td>社会福祉法人 <u>（老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。）</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの <u>（以下「高齢者総合福祉</u></td><td>(略)</td></tr> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（児童厚生施設のうち児童遊園を除く。）	(略)	(略)		コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）	社会福祉法人 <u>（老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。）</u>	(略)	(略)	シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの <u>（以下「高齢者総合福祉</u>	(略)
貸付対象施設	貸付けの相手方																												
(略)	(略)																												
ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（ <u>保育所及び児童厚生施設のうち児童遊園を除く。</u> ）	(略)																												
(略)																													
コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）	<u>ア 社会福祉法人</u> <u>イ 日本赤十字社</u> <u>ウ 医療法人</u> <u>エ 一般社団法人又は一般財団法人</u>																												
(略)	(略)																												
シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの	(略)																												
貸付対象施設	貸付けの相手方																												
(略)	(略)																												
ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（児童厚生施設のうち児童遊園を除く。）	(略)																												
(略)																													
コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）	社会福祉法人 <u>（老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。）</u>																												
(略)	(略)																												
シ 施行令第1条第3号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。）第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの <u>（以下「高齢者総合福祉</u>	(略)																												

新				旧			
					<u>センター」という。)</u>		
ス	施行令第1条第4号に規定する施設であって、基盤整備促進法第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの	(略)		ス	施行令第1条第4号に規定する施設であって、基盤整備促進法第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。）に従って整備するもの <u>(以下「在宅介護サービスセンター」という。)</u>	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
ソ	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業、同条第4項に規定する老人短期入所事業、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業 <u>又は同条第7項に規定する複合型サービス福祉事業</u> に係る施設	(略)		ソ	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業、同条第4項に規定する老人短期入所事業、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業 <u>又は</u> 同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設	(略)	
タ	(略)			タ	(略)		
(貸付金の使途)				(貸付金の使途)			
第6条 (略)				第6条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 第4条第1項の表のソ及びタに掲げる施設（当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。）並びに在宅サービス事業に対する貸付金の使途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。				3 第4条第1項の表のソ及びタに掲げる施設（当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。 <u>以下「通所等施設」という。</u> ）並びに在宅サービス事業に対する貸付金の使途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			

新	旧
4 (略) (利子を徴しない貸付金) 第8条 平成24年度から平成27年度までの間において、「老朽民間社会福祉施設の整備について」(平成17年10月5日社援発第1005005号)、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号) <u>又は</u>「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の1に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。 第9条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」(平成17年10月5日社援発第1005011号) <u>又は</u>「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の<u>3</u>に規定する改築対象施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。 第12条 平成24年度から平成27年度までの間において、社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」(平成17年10月5日社援発第1005016号)、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612010号)、<u>「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する老人福祉施設等の移転整備について」(平成22年7月23日老発第0723第4号)</u>又は「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の<u>2</u>に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。	4 (略) (利子を徴しない貸付金) 第8条 平成24年度から平成27年度までの間において、「老朽民間社会福祉施設の整備について」(平成17年10月5日社援発第1005005号)、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612001号)、「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の1 <u>又は</u>「<u>地域自主戦略交付金交付要綱(社会福祉施設等施設整備に関する事業)</u>」(平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号)の別添3に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。 第9条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」(平成17年10月5日社援発第1005011号)、「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の<u>2</u> <u>又は</u>「<u>地域自主戦略交付金交付要綱(社会福祉施設等施設整備に関する事業)</u>」(平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号)の別添6に規定する改築対象施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。 第12条 平成24年度から平成27年度までの間において、社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」(平成17年10月5日社援発第1005016号)、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612010号)又は「養護老人ホームの整備について」(平成24年4月5日老高発0405第1号)の<u>3</u>に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助(養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助)が行われるものである場合に限る。

新	旧
(償還期間及び据置期間) 第 16 条 第 4 条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） <u>30 年以内</u> イ (略) ウ 設備備品整備資金 <u>15 年以内</u> エ 施設の用に供するための土地取得資金 <u>30 年以内</u> 2 <u>第 4 条</u>の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 <u>3 年以内</u> (2) (略) (貸付金の限度額) 第 17 条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 第 4 条第 1 項の表のアからコまでに掲げる施設及び同条第 4 項に掲げる事業については、次のいずれか低い額 ア 所要資金の 100 分の 75。ただし、次の<u>(ア)から(オ)まで</u>に掲げるものについては、それぞれ<u>(ア)から(オ)まで</u>に掲げる額 (ア)・(イ) (略)	(償還期間及び据置期間) 第 16 条 第 4 条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） <u>(ア) 第 4 条第 1 項の表のアからセまでに掲げる施設及び同条第 4 項に掲げる事業 30 年以内</u> <u>(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15 年以内</u> イ (略) ウ 設備備品整備資金 <u>(ア) 第 4 条第 1 項の表のアからコまで及びセに掲げる施設、通所等施設、在宅サービス事業及び同条第 4 項に掲げる事業 15 年以内</u> <u>(イ) 第 4 条第 1 項の表のサに掲げる施設、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンター（以下「特定民間福祉施設」という。） 5 年以内</u> エ 施設の用に供するための土地取得資金 <u>(ア) 第 4 条第 1 項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第 4 項に掲げる事業 30 年以内</u> <u>(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15 年以内</u> 2 <u>前項</u>の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 <u>ア 設置・整備資金（特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。） 3 年以内</u> <u>イ 特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金 6 月以内</u> (2) (略) (貸付金の限度額) 第 17 条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 第 4 条第 1 項の表のアからコまでに掲げる施設及び同条第 4 項に掲げる事業については、次のいずれか低い額 ア 所要資金の 100 分の 75。ただし、次の<u>(ア)から(エ)</u>に掲げるものについては、それぞれ<u>(ア)から(エ)</u>に掲げる額 (ア)・(イ) (略)

新	旧																				
<u>(ウ) 児童福祉法に規定する乳児院及び児童養護施設（第8条に規定する貸付けであって、平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分）交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号）に規定する整備事業に係る貸付けに限る。） 所要資金の100分の85</u> <u>(エ)・(オ) （略）</u> イ （略） (2) <u>第4条第1項の表のサからスまで、ソ及びタに掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の70</u> (削除) 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。 (1)～(4) （略） (5) 都市部における社会福祉施設等の<u>整備事業</u>（以下「<u>都市部整備事業</u>」という。）に係る貸付けを行う場合 第2節 医療貸付事業 （貸付対象） 第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設（以下「医療関係施設」という。）とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）</td><td>ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（<u>社会福祉法人</u>恩賜財団済生会及び<u>社会福祉法人</u>北海道社会事業協会を除く。）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具</td><td>ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（<u>社会福祉法人</u>恩賜財団済生会</td></tr> </tbody> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）	ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（ <u>社会福祉法人</u> 恩賜財団済生会及び <u>社会福祉法人</u> 北海道社会事業協会を除く。）	(略)		施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具	ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（ <u>社会福祉法人</u> 恩賜財団済生会	(新設) <u>(ウ)・(エ) （略）</u> イ （略） (2) <u>特定民間福祉施設については、所要資金の100分の70</u> <u>(3) 通所等施設及び在宅サービス事業については、所要資金の100分の70</u> 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。 (1)～(4) （略） (5) <u>国有地等を活用した</u>都市部における社会福祉施設等の<u>高度化事業</u>（以下「<u>高度化事業</u>」という。）に係る貸付けを行う場合 第2節 医療貸付事業 （貸付対象） 第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設（以下「医療関係施設」という。）とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th><th>貸付けの相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）</td><td>ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具</td><td>ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社</td></tr> </tbody> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）	ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。）	(略)		施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具	ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
(略)	(略)																				
助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）	ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（ <u>社会福祉法人</u> 恩賜財団済生会及び <u>社会福祉法人</u> 北海道社会事業協会を除く。）																				
(略)																					
施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具	ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（ <u>社会福祉法人</u> 恩賜財団済生会																				
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
(略)	(略)																				
助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）	ア～ウ （略） エ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。）																				
(略)																					
施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具	ア・イ （略） ウ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社																				

新		旧	
士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設（以下「医療従事者養成施設」という。）	及び <u>社会福祉法人</u> 北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。） エ～カ （略）	士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設（以下「医療従事者養成施設」という。）	会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。） エ～カ （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
2 （略）		2 （略）	
(1)～(4) （略）		(1)～(4) （略）	
(5) 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（ <u>公益社団法人日本看護協会</u> （昭和22年6月5日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。）		(5) 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（ <u>社団法人日本看護協会</u> （昭和22年6月5日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。）	
(6) <u>一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団</u> （平成5年6月25日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）		(6) <u>社団法人北海道総合在宅ケア事業団</u> （平成5年6月25日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）	
(7) （略）		(7) （略）	
(8) （略）		(8) （略）	
ア～ウ （略）		ア～ウ （略）	
エ <u>一般財団法人厚生年金事業振興団</u> （昭和18年11月19日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。）、 <u>一般財団法人船員保険会</u> （昭和16年11月21日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）、 <u>一般社団法人日本海員掖済会</u> （明治31年10月20日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）及び <u>社団法人全国社会保険協会連合会</u> （昭和27年12月17日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）		エ <u>財団法人厚生年金事業振興団</u> （昭和18年11月19日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。）、 <u>財団法人船員保険会</u> （昭和16年11月21日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）、 <u>社団法人日本海員掖済会</u> （明治31年10月20日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）及び <u>全国社会保険協会連合会</u> （昭和27年12月17日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）	
（貸付金の使途）		（貸付金の使途）	
第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。		第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。	
(1) 設置・整備資金		(1) 設置・整備資金	
ア 医療関係施設又は指定訪問看護事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の新設に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。以下同じ。）又は土地取得資金（以下「新築資金」という。）で		ア 医療関係施設又は指定訪問看護事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の新設に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。以下同じ。）又は土地取得資金（以下「新築資金」という。）で	

新	旧												
あって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの	あって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は事業の種類</th><th>貸付金の使途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)</td><td>(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた<u>医療法(昭和 23 年法律第 205 号)</u>第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	施設又は事業の種類	貸付金の使途	病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた <u>医療法(昭和 23 年法律第 205 号)</u> 第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設又は事業の種類</th><th>貸付金の使途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)</td><td>(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた<u>医療法</u>第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	施設又は事業の種類	貸付金の使途	病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた <u>医療法</u> 第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金	(略)	(略)
施設又は事業の種類	貸付金の使途												
病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた <u>医療法(昭和 23 年法律第 205 号)</u> 第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金												
(略)	(略)												
施設又は事業の種類	貸付金の使途												
病院 病床を有する診療所 (以下「有床診療所」という。)	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた <u>医療法</u> 第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金												
(略)	(略)												
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)												
(2) (略)	(2) (略)												
2 (略)	2 (略)												
(貸付金の限度額)	(貸付金の限度額)												
第 26 条 貸付金の限度額は、開設する 1 施設又は 1 事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。	第 26 条 貸付金の限度額は、開設する 1 施設又は 1 事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。												
(1) 所要資金の100分の80以内の額。ただし、次の <u>アに掲げる資金については、所要資金の100分の85以内の額、イからエまでに掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。</u>	(1) 所要資金の100分の80以内の額。ただし、次の <u>アからウ</u> に掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。												
<u>ア 在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等に係る資金</u>													
<u>イ～エ</u> (略)	<u>ア～ウ</u> (略)												
2 (略)	2 (略)												
<u>(総合特別区域における貸付け)</u>													
<u>第 27 条の 2 総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)に規定する総合特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業に係る資金の貸付けについては、第 23 条及び第 26 条の規定にかか</u>	(新設)												

新	旧
<u>わらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</u> <u>(1) 貸付金の使途</u> <u>ア 設置・整備資金 次の(ア)又は(イ)に掲げる資金</u> <u>(ア) 医療関係施設又は事業所の新築資金又は増改築資金（病院、有床診療所、無床診療所又は歯科診療所にあつては、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。）</u> <u>(イ) 医療関係施設又は指定訪問看護事業に必要な機械購入資金であつて、新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）又は民間金融機関が融資しない高額な医療機器（病院に限る。）</u> <u>イ 長期運転資金 新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）</u> <u>(2) 貸付金の限度額</u> <u>ア 設置・整備資金 所要資金の100分の90以内の額</u> <u>イ 長期運転資金 所要資金の額とし、1施設当たり1千5百万円（災害等の貸付け）</u> 第28条（略） 附 則 （石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例） 第7条 平成20年度から<u>平成25年度</u>までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ及びサ中「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。」とする。 2 平成18年度から<u>平成25年度</u>までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80（ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の100分の75）」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80（<u>ただし、第4条第1項の表のソ及びタに掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の100分の75</u>）」と、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」とする。 3 平成19年度から<u>平成25年度</u>までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患	<u>（災害等の貸付）</u> 第28条（略） 附 則 （石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例） 第7条 平成20年度から<u>平成24年度</u>までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ及びサ中「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。」とする。 2 平成18年度から<u>平成24年度</u>までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80（ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の100分の75）」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、<u>第17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」と</u>、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」とする。 3 平成19年度から<u>平成24年度</u>までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患

新	旧				
者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。)の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 26 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。 (療養病床の転換等に係る整備事業に係る貸付けの特例) 第 10 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (<u>都市部整備事業</u>に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付けの特例) 第 14 条 平成 21 年度から平成 26 年度までの間において、<u>児童福祉法に規定する</u>保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (<u>都市部整備事業</u>に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (<u>経営安定化資金の特例</u>) 第 15 条 平成 25 年 5 月 16 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、<u>病院に対する長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る償還期間及び貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <td>償還期間</td><td>8 年以内</td></tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td><td>所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額</td></tr> </table> (<u>自家発電設備整備等に係る貸付けの特例</u>) 第 16 条 <u>平成 25 年 5 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、自家発電設備等を設置するための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</u> (1) <u>所要資金の 100 分の 90</u> (2) <u>担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)</u> (<u>障害福祉サービス事業等に係る貸付けの特例</u>)	償還期間	8 年以内	貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額	者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。)の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 26 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。 (療養病床の転換等に係る整備事業に係る貸付けの特例) 第 10 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (<u>高度化事業</u>に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付けの特例) 第 14 条 平成 21 年度から平成 26 年度までの間において、保育所及び<u>児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する</u>放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (<u>高度化事業</u>に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) <u>第 15 条から第 18 条まで 削除</u>
償還期間	8 年以内				
貸付金の限度額	所要資金の額又は 3 億 6 千万円のいずれか低い額				

新	旧
<u>第 17 条 平成 25 年 5 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号）により、障害福祉サービス事業及び障害者支援施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</u> <u>(1) 所要資金の100分の85</u> <u>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）</u> <u>（障害者就労施設等の整備に係る貸付けの特例）</u> <u>第 18 条 平成 25 年 5 月 16 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域活動支援センターの整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。ただし、障害福祉サービス事業及び障害者支援施設については、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。</u> <u>(1) 所要資金の 100 分の 85</u> <u>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）</u> <u>（地域医療再生計画に係る貸付けの特例）</u> 第 20 条 （略） 2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号）に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る<u>貸付金の使途及び</u>貸付金の利率については、<u>第 23 条及び</u>第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 26 条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 95 以内の額とする。 （社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例） 第 21 条 平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号）及び安心こども基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 1 日雇児発 0701 第 3 号）<u>等</u>に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規	（地域医療再生計画に係る貸付けの特例） 第 20 条 （略） 2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号）に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 26 条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 95 以内の額とする。 （社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例） 第 21 条 平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 31 日雇児発 0731 第 1 号・社援発 0731 号第 3 号）及び安心こども基金管理運営要領（平成 21 年 7 月 1 日雇児発 0701 第 3 号）に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定に

新	旧								
定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) 2 (略) (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)	定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) 2 (略) (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)								
第 22 条	第 22 条 <u>平成 21 年 8 月 20 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号)等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条及び第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</u>								
平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条及び第 26 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。	2 平成 21 年 8 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条及び第 26 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="190 853 622 1117">社会福祉事業施設</td><td data-bbox="622 853 1075 1117"> 次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) </td></tr> <tr> <td data-bbox="190 1117 622 1149">(略)</td><td data-bbox="622 1117 1075 1149">(略)</td></tr> </table>	社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 853 1603 1117">社会福祉事業施設</td><td data-bbox="1603 853 2056 1117"> 次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) </td></tr> <tr> <td data-bbox="1171 1117 1603 1149">(略)</td><td data-bbox="1603 1117 2056 1149">(略)</td></tr> </table>	社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)	(略)	(略)
社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)								
(略)	(略)								
社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業)に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)								
(略)	(略)								
2 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条及び第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。	3 平成 25 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条、第 24 条及び第 1 項の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。								
3 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構	4 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構								

新	旧								
の融資について」(平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号・社援発 0226 第 7 号・老発 0226 第 1 号)の 1 の (2) 又は (3) に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第 7 条、第 17 条、第 24 条、第 26 条及び前 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	の融資について」(平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号・社援発 0226 第 7 号・老発 0226 第 1 号)の 1 の (2) 又は (3) に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第 7 条、第 17 条、第 24 条、第 26 条及び前 3 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 341 622 596">社会福祉事業施設</td><td data-bbox="622 341 1077 596"> 次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) </td></tr> <tr> <td data-bbox="188 596 622 639">(略)</td><td data-bbox="622 596 1077 639">(略)</td></tr> </table>	社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 341 1608 596">社会福祉事業施設</td><td data-bbox="1608 341 2063 596"> 次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) </td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 596 1608 639">(略)</td><td data-bbox="1608 596 2063 639">(略)</td></tr> </table>	社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)	(略)	(略)
社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)								
(略)	(略)								
社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) (略) (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)								
(略)	(略)								
(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)	(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)								
第 23 条 (略)	第 23 条 (略)								
2 (略)	2 (略)								
(1) (略)	(1) (略)								
(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額) (削除)	(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70 (高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)								
	第 27 条 平成 23 年 11 月 21 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱 (平成 23 年 12 月 5 日医政発 1205 第 5 号) に規定する災害拠点病院、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの開設者が行う災害拠点病院等自家発電設備整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第 24 条及び第 26 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。 2 前項の期間において、災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱 (平成 17 年 2 月 1 日医政発第 0201014 号) に規定する都道府県の知事からの要請を受けた病院の開設者が行う災害派遣医療チーム体制整備事業又は災害医療対策事業実施要綱 (平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号) に規定する災害拠点病院の開設者が行う災害拠点病院設備整備事業 (災害拠点病院として、災害発生時に参集する災害派遣医療チームの受入体制等、災害時の診療活動の支援に必要な応急用医療資機材又はアンテナ設置型の衛星電話を整備するものに限る。) のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第 24 条及び第 26 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。								
附 則 (平成 25 年 5 月 16 日厚生労働大臣認可)									

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新	旧																				
<u>第1条 この業務方法書の一部変更は、平成25年5月16日から施行する。</u> <u>第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第8条、第9条、第17条、附則（平成15年10月1日）第27条及び別表1の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。</u> <u>第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から起算して5年を経過する日の前日までの間は、第4条第1項及び第27条第2項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人」とする。</u>																					
別表1	別表1																				
<table> <tr> <th>区分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>1 身体障害者福祉法</td><td>身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設 <u>点字出版施設</u></td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>3 児童福祉法</u></td><td><u>乳児家庭全戸訪問事業</u></td></tr> <tr> <td><u>4 老人福祉法</u></td><td><u>老人介護支援センター</u></td></tr> </table>	区分	施設及び事業の種類	1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設 <u>点字出版施設</u>	2 (略)	(略)	<u>3 児童福祉法</u>	<u>乳児家庭全戸訪問事業</u>	<u>4 老人福祉法</u>	<u>老人介護支援センター</u>	<table> <tr> <th>区分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>1 身体障害者福祉法</td><td>身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>3 社会福祉法</u></td><td><u>盲人ホーム</u> <u>地域福祉センター</u> <u>障害者生活支援センター</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	区分	施設及び事業の種類	1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設	2 (略)	(略)	<u>3 社会福祉法</u>	<u>盲人ホーム</u> <u>地域福祉センター</u> <u>障害者生活支援センター</u>		
区分	施設及び事業の種類																				
1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設 <u>点字出版施設</u>																				
2 (略)	(略)																				
<u>3 児童福祉法</u>	<u>乳児家庭全戸訪問事業</u>																				
<u>4 老人福祉法</u>	<u>老人介護支援センター</u>																				
区分	施設及び事業の種類																				
1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具制作施設 盲導犬訓練施設																				
2 (略)	(略)																				
<u>3 社会福祉法</u>	<u>盲人ホーム</u> <u>地域福祉センター</u> <u>障害者生活支援センター</u>																				
別表2	別表2																				
<table> <tr> <th>区分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 児童福祉法</td><td>障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業</td></tr> </table>	区分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業	<table> <tr> <th>区分</th><th>施設及び事業の種類</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 児童福祉法</td><td>障害児入所施設 <u>児童発達支援センター</u> 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業</td></tr> </table>	区分	施設及び事業の種類	(略)	(略)	2 児童福祉法	障害児入所施設 <u>児童発達支援センター</u> 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業								
区分	施設及び事業の種類																				
(略)	(略)																				
2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業																				
区分	施設及び事業の種類																				
(略)	(略)																				
2 児童福祉法	障害児入所施設 <u>児童発達支援センター</u> 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業																				

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

新		旧	
	保育所 乳児院（第8条に規定する貸付け又は平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分）交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号）に規定する整備事業に係る貸付けに限る。） 母子生活支援施設（第8条に規定する貸付け又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者の一時保護委託のための居室を整備するものに限る。） 児童養護施設（第8条に規定する貸付け又は平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分）交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号）に規定する整備事業に係る貸付けに限る。） 小規模住居型児童養育事業（平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る分）交付要綱（平成25年2月26日厚生労働省発雇児0226第3号）に規定する整備事業に係る貸付けに限る。）		保育所 乳児院（第8条に規定する貸付けに限る。） 母子生活支援施設（第8条に規定する貸付け又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者の一時保護委託のための居室を整備するものに限る。） 児童養護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)